

# 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の 格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

### 2.1 甲種枠組材

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から g) までのとおりとする。



図 1—甲種枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 とししなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) その他の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- f) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- g) 認証機関名は、略称を記載することができる。

### 2.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a) から h) までのとおりとする。



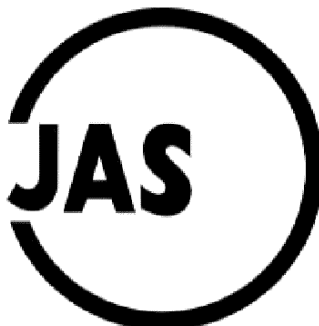
認証機関名  
性能区分  
薬剤名

図2—乙種枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) その他の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- f) 等級を表わす文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- g) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- h) 認証機関名は、略称を記載することができる。

### 2.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図3とし、次のa)からd)までのとおりとする。



認証機関名

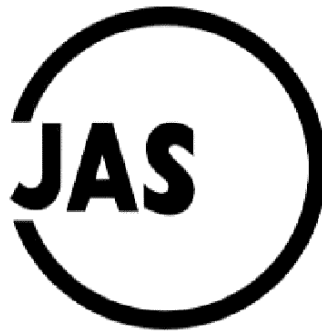
図3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。

- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

#### 2.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図4とし、次のa)からd)までのとおりとする。



認証機関名

図4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

#### 2.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図5とし、次のa)からe)までのとおりとする。



認証機関名

図5—甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 2.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図6とし、次のa)からf)までのとおりとする。



図6—乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) 等級を表わす文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- f) 認証機関名は、略称を記載することができる。

## 2.7 MSR たて継ぎ材

格付の表示の様式は図7とし、次のa)からd)までのとおりとする。

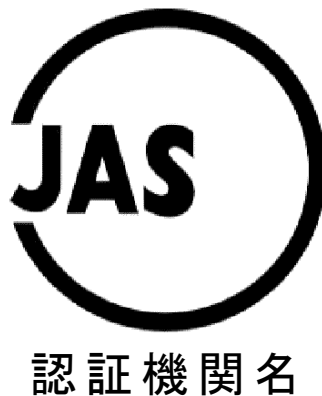


図7—MSR たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。

- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

### 3 格付の表示の方法

各本ごとに、材面の見やすい箇所に付さなければならない。



#### 制定等の履歴

制 定：昭和 49 年 8 月 6 日農 林 省告示第 757 号  
一部改正：昭和 56 年 4 月 11 日農林水産省告示第 471 号  
一部改正：平成 6 年 12 月 7 日農林水産省告示第 1633 号  
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号  
一部改正：平成 17 年 10 月 12 日農林水産省告示第 1551 号  
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号  
一部改正：平成 27 年 3 月 9 日農林水産省告示第 515 号  
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号  
最終改正：令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1067 号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1067 号  
令和 2 年 9 月 29 日から施行する。